

統 審 議 第 5 号

平成 18 年 3 月 10 日

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第307号の答申
ガス事業生産動態統計調査の改正について

経済産業省は、ガス事業生産動態統計調査（指定統計第43号を作成するための調査）について、ガス事業における参入規制や料金規制の緩和等の制度改正後の状況を把握するとともに、今後の制度改正の検討に当たっての基礎資料とするため、新たに四半期別に原料の受入れや製品ガスの購入・販売等の金額を把握する等の変更を行った上で、平成18年4月調査から実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画について

(1) 調査票の追加

ガス事業における参入規制や料金規制の緩和等の制度改正後の状況の把握等を行うため、平成18年4月調査から、新たに原料の受入れや製品ガスの購入・販売等の金額を四半期ごとに調査することとし、調査票を追加することを計画している。

これについては、1) 都市ガス市場においては、今後自由化領域が大きなウェイト

を占めるものと予想される状況にあり、自由化領域の実態を把握する必要があること、2)海外からの原料の受入価格は、購入した月の約3か月後に本価格を決定する仕組みであり、また、製品ガスの販売等の金額は、原料費の変動を3か月ごとに反映する制度となっていること、3)月次でなく四半期ごとであれば調査客体による報告が可能であることが確認されていることなどから、適当である。

(2) 調査項目の変更

調査項目については、1)現在の実態を明確にするため、製品ガスの販売量について大口販売と小口販売に分割して把握する、2)ガス事業の自由化政策の推進に伴い行われている託送の実態を把握するため、託送に関する項目を調査する、3)ガス事業の現状を把握する上で重要性が低下している項目を削除する等の変更を行うことを計画している。

これについては、ガス事業の実態の把握に当たり、より詳細に把握する必要がある項目の分割等を行うとともに、報告者負担の軽減を図るため重要性が低下している項目を削除することとしていることから、適当である。

(3) 調査票の提出方法

調査対象としている工場・事業場においては金額が把握されていない場合があることから、平成18年4月調査から新たに行う金額に係る調査について、同一都道府県内に複数の工場・事業場を有する企業については、本社等においてその工場・事業場分を合計して記入し、報告を行うことができることとする計画である。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり適当と認められるが、調査結果の表章はブロック区域（経済産業局の管轄区域）別で行うこととしていることから、同一ブロック区域内に複数の工場・事業場を有する企業について報告を行うことができることとすべきであり、また、月次調査についてもこの仕組みを取り入れることに特段の支障はないと考えられることから、同様の仕組みを取り入れるべきである。

(4) 調査結果の表章

既往の調査項目に係る調査結果の表章については、調査項目の変更に対応した変更を行うこととしており、適当である。

なお、平成18年4月から新たに行う金額に係る調査結果については、利用者の利便性を考慮し、金額に加えて、それに対応する数量を併せて表章することが適当である。

2 今後の課題

今回の調査項目の変更により把握されることとなる大口販売と小口販売については、平成19年に予定されている自由化範囲の拡大が実施された場合には、その範囲が変更されることになるので、経済産業省は、平成19年以降も統計の比較が継続して行うことができる工夫を検討する必要がある。